

公表制度

平成30年4月1日からスタート



【違反対象物の公表制度とは？】

重大な消防法令違反が認められる建物を津市のホームページで公表して、市民に情報を提供する制度です。

【公表制度の対象となる建物は？】

劇場や映画館、飲食店や百貨店、ホテル、病院や社会福祉施設など不特定多数の方又は自力避難が困難な方が出入りする建物です。

【重大な消防法令違反とは？】

建物の面積等により設置が義務付けられた『屋内消火栓設備』『スプリンクラー設備』『自動火災報知設備』が設置されていない違反のことです。



(屋内消火栓設備)



(スプリンクラー設備)



(自動火災報知設備)

【公表の時期は？】

消防機関が、平成30年4月1日以降に立入検査で把握した重大な消防法令違反について、関係者に通知した日から14日経過しても違反が是正されない場合に公表します。

【ホームページで公表される内容は？】

- ・建物の名称 【例： ○○ビル】
- ・所在地 【例： 津市○○町○ー○】
- ・違反の内容 【例： 自動火災報知設備の未設置】